

議案第 5 号

逗子市地域活動センターの指定管理者の指定について

逗子市地域活動センターの指定管理者を次のように指定する。

令和 4 年 1 月 31 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

- 1 施設の名称及び位置並びに指定管理者の名称及び所在地  
別紙のとおり
- 2 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

逗子市地域活動センター条例（平成16年逗子市条例第12号）別表に規定する逗子市地域活動センターのうち2施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び同条例第9条第2項の規定により提案する。

## 別紙

施 設		指 定 管 理 者	
名 称	位 置	名 称	所 在 地
桜逗会館	逗子市逗子3丁目4番7号	桜逗会館運営委員会 委員長 木村 誠	逗子市逗子4丁目3番13号
池子会館	逗子市池子2丁目10番10号	池子区会 区長 増田 勝頼	逗子市池子2丁目10番10号